

お知らせ

医療法人の附帯業務の拡大について

◇医業経営・福利厚生部◇

医療法人が行うことができる事業（附帯業務）が平成27年4月1日から一部拡大されましたので、お知らせします。

医療法人の附帯業務については、その開設する病院等の業務に支障のない限り、医療法第42条各号に掲げる業務の全部または一部を定款等に定めることを行うことができるとされ、附帯業務の具体的な内容は、「医療法人の附帯業務について」（通知）の別表に取りまとめられております。

今般、通知の別表の一部が改正されましたので、下記ホームページより改正の内容および留意事項につき、ご確認願います。

記

○ 改正の内容

「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号）（抄）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥（略） ⑦ 削除 ⑦～⑱（略） ⑱ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。 ⑲（略） ⑳ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業。 ※ 事業所内保育事業に限っては委託する場合も認めること。</p> <p>II. (略)</p> <p>留意事項 1 (略) 2 医療従事者の養成施設に通う学生への奨学金の貸付は、医療施設の運営における医療従事者確保の目的の範囲内において、奨学金の貸付に関する内部規定を設けるなど適切に行われる限り、差し支えないこと。 3～4 (略)</p>	<p>(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 I. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。 ①～⑥（略） ⑦ 病児・病後児保育事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。） ⑧～⑱（略） ⑲ 認可外保育施設（児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。）であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。 ⑳ (略) (新設)</p> <p>II. (略)</p> <p>留意事項 1 (略) (新設)</p> <p>2～3 (略)</p>

○ 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあつては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更の申請の際には、医療法施行規則第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

また、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

○ 厚生労働省 医療法人・医業経営ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000080734.pdf>